

IFRIC Update 2023 年 9 月

IFRIC Update は IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見つけられる。

委員会は [2023 年 9 月 12 日](#) に会議を行い、下記について議論した。

[関連情報](#)

[作業計画](#)

[一貫した適用の支援](#)

委員会の暫定的なアジェンダ決定

- 引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS 第 3 号「企業結合」）—アジェンダ・ペーパー2

IASB の検討を求めるアジェンダ決定

- 仲介者からの未収保険料（IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」）—アジェンダ・ペーパー3
- 従業員に提供される住宅及び住宅ローン—アジェンダ・ペーパー4
- デリバティブ契約に対する保証（IFRS 第 9 号「金融商品」）—アジェンダ・ペーパー5

その他の事項

- 仕掛け中の作業 — アジェンダ・ペーパー6

IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定

- 仲介者からの未収保険料（IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」）—アジェンダ・ペーパー3
- 従業員に提供される住宅及び住宅ローン — アジェンダ・ペーパー4
- デリバティブ契約に対する保証（IFRS 第 9 号「金融商品」）—アジェンダ・ペーパー5

委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを [open for comment](#) ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない

限り、通常は認めない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。締切日後に受け取ったコメントは、委員会が検討するアジェンダ・ペーパーにおいては分析されない。

引継期間中の継続雇用を条件とする支払（IFRS第3号「企業結合」）—アジェンダ・ペーパー2

委員会は、企業が取得した事業の売主に対する支払が取得後の引継期間中の売主の継続雇用を条件としている場合に、企業が当該支払をどのように会計処理するのかに関する要望書を受け取った。

事実パターン

要望書に記載された事実パターンでは、

- a. 企業が事業を取得し、取得契約の一部として、取得した事業の従業員として売主が継続して勤務することを要求している。売主の継続雇用は、売主から新経営チームへの知識の適切な移転（事業の引継ぎ）を確保するためである。
- b. 売主は自らの勤務に対して、他の経営幹部と比較可能な水準で報酬を受ける。また、企業は、取得した事業の業績と、下記のとおり、事業の引継ぎを完了するための取得後の限定的な期間にわたる売主の継続雇用の両方を条件として、売主への追加の支払を行うことにも同意する。
- c. 売主は、特定の状況（死亡若しくは身体障害など）によって又は企業の同意により雇用が終了となる場合には、追加の支払を受ける権利が与えられる。売主は、雇用が他の状況で終了となる場合には、追加の支払を放棄する。

発見事項

委員会が〔現在までに〕収集した証拠は、要望書に記載されたものなどの事実パターンにおける継続雇用を条件とする支払の会計処理において、重大な不統一を示していない。これらの事実パターンにおいて、企業はアジェンダ決定「株主への条件付支払及び継続雇用」（2013年1月公表）に記述された会計処理を適用し、当該支払を取得に対する追加的な対価ではなく、結合後の勤務に対する報酬として会計処理する。ただし、勤務条件が実質的でない場合は除く。

結論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は広がりのある影響を有するものではないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを〔決定した〕。

IASB の検討を求めるアジェンダ決定

仲介者からの未収保険料（IFRS 第 17 号「保険契約」及び IFRS 第 9 号「金融商品」）—アジェンダ・ペーパー3

委員会は、2023 年 3 月の IFRIC Update において公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。保険契約を発行している企業（保険者）が IFRS 第 17 号及び IFRS 第 9 号の要求事項を仲介者からの未収保険料にどのように適用するのかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を 2023 年 10 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2023 年 10 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

従業員に提供される住宅及び住宅ローン — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、2023年3月のIFRIC Updateにおいて公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。企業が従業員持家制度及び従業員向け住宅ローンをどのように会計処理するのかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の8.7項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を2023年10月の会議で検討する。IASBが当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2023年10月にこのIFRIC Updateへの補遺において公表されることになる。

デリバティブ契約に対する保証（IFRS第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、2023年3月のIFRIC Updateにおいて公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。IFRS第9号を適用するにあたり、企業がデリバティブ契約に対して行った保証を金融保証契約として会計処理するのかデリバティブとして会計処理するのかに関するものである。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の8.7項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を2023年10月の会議で検討する。IASBが当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2023年10月にこのIFRIC Updateへの補遺において公表されることになる。

その他の事項

仕掛け中の作業 — アジェンダ・ペーパー6

委員会は、2023年9月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

IFRIC Updateへの補遺 — 委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS会計基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変える可能性のある追加の洞察を提供する場合がある。このため、企業がアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は変更を適用するために新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある）を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入するとともに、重要性がある場合には、当該変更に関する開示がIFRS会計基準によって要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は次の事項について議論し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

仲介者からの未収保険料（IFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー3

2023年10月公表¹

委員会は、保険契約を発行している企業（保険者）がIFRS第17号及びIFRS第9号の要求事項を仲介者からの未収保険料にどのように適用するのかに関する要望書を受け取った。

要望書に記載された事実パターンでは、仲介者は保険者と保険契約者との間の連絡役として行動し、両者の間の保険契約を準備する。保険契約者は仲介者に保険料を現金で支払っているが、保険者はまだ当該保険料を仲介者から現金で受け取っていない。保険者と仲介者との間の契約は、仲介者が保険者に対する保険料を後日に支払うことを認めている。

保険契約者が保険料を仲介者に支払った時点で、保険契約者は保険契約に基づく義務が解除され、保険者は保険契約者に保険契約サービスを提供する義務を負っている。仲介者が保険料を保険者に支払うことができない場合、保険者は保険料を保険契約者から回収する権利も保険契約を取り消す権利も有さない。

要望書は、提出された事実パターンにおいて、仲介者からの未収保険料が保険契約の境界線内の将来キャッシュ・フローでありIFRS第17号を適用して保険契約グループの測定に含まれるのか、それともIFRS第9号を適用して別個の金融資産であるのかを質問していた。要望書は2つの見解を示していた。

第1の見解（見解1）では、保険者は、仲介者からの未収保険料は保険契約の境界線内の将来キャッシュ・フローであると判断する。見解1を適用する場合、保険契約者が保険料を仲介者に支払った時点で次のようになる。

- a. 保険料配分アプローチが適用されない契約グループについては、保険者は仲介者からの未収保険料を保険契約の境界線内の将来キャッシュ・フローとして引き続き扱い、IFRS第17号を適用して、それらが現金で回収されるまで保険契約グループの測定に含める。
- b. 保険料配分アプローチが適用される契約グループについては、保険者は残存カバーに係る負債を増額しない。保険料を仲介者から現金で回収した時点ではじめて負債を増額する。

第2の見解（見解2）では、保険契約者による支払で保険契約に基づく保険契約者の義務が解除されることから、保険者は保険契約者から保険料を受け取る権利が仲介者から保険料を受け取る権利によって決済されるものと考える。したがって、保険者は、仲介者からの未収保険料は保険契約の境界線内の将来キャッシュ・フローではなく、別個の金融資産であると判断する。見解2を適用する場合、保険契約者が保険料を仲介者に支払った時点で次になる。

- a. 保険料配分アプローチが適用されない契約グループについては、保険者は当該保険料を保険契約グループの測定から除外し、IFRS第9号を適用して、別個の金融資産として認識する。
- b. 保険料配分アプローチが適用される契約グループについては、保険者は残存カバーに係る負債を増額し、IFRS第9号を適用して、別個の金融資産を認識する。

IFRS会計基準の要求事項の適用

委員会は、IFRS第17号が、保険者が保険契約に基づいて保険料を受け取る権利の会計処理方法を検討するための出発点であると考えた。

IFRS第17号の第33項は、保険契約グループの測定に、当該グループの中の各契約の境界線内のすべての将来キャッシュ・フローの見積りを含めることを保険者に要求している。B65項は、保険契約の境界線内のキャッシュ・フローとは、契約の履行に直接関連するキャッシュ・フロー（保険契約者からの保険料を含む）であると説明している。

委員会は、IFRS第17号のB65項は保険契約者から直接回収される保険料と仲介者を通じて回収される保険料とを区別していないことに着目した。IFRS第17号を適用するにあたり、仲介者を通じて回収される保険契約者からの保険料は、したがって保険契約グループの測定に含まれる。

IFRS第17号の第34項は、キャッシュ・フローが、企業が保険契約者に保険料の支払を強制できる報告期間中又は企業が保険契約者に保険契約サービスを提供する実質的な義務を有している報告期間中に存在する実質的な権利及び義務から生じる場合には、保険契約の境界線内にあると定めている。

要望書に記載された事実パターンでは、保険者は保険料を現金で回収していないが、保険契約者は保険契約に基づく義務を弁済している。委員会は、IFRS第17号は保険契約の境界線内の将来キャッシュ・フローが保険契約グループの測定から除外されるのが、これらのキャッシュ・フローが現金で回収又は決済される時点のみなのかどうかを明示していないことに着目した。

したがって、委員会は、保険契約者による支払で保険契約に基づく保険契約者の義務が解除される時点での、仲介者からの未収保険料を会計処理するにあたり、保険者は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って会計方針を策定し適用して、キャッシュ・フローが保険契約グループの測定からいつ除外されるのかを決定する。保険者は、キャッシュ・フローが除外されるのは、当該キャッシュ・フローが現金で回収又は決済される時（見解1）であるのか、又は保険契約に基づく保険契約者の義務が解除される時（見解2）であるのかを決定することができる。

IFRS第17号及びIFRS第9号は、仲介者からの未収保険料から生じる予想信用損失の測定、表示及び開示について異なる扱いとなる。委員会は、企業がいずれの見解（見解1又は見解2）を適用するのかに応じて、適用するIFRS会計基準書における測定及び開示の要求事項のすべてを適用することを要求されたと考えた。したがって、保険者はIFRS第17号（IFRS第17号の範囲に含まれる契約から生じる信用リスクに関する情報の開示を要求している第131項を含む）又はIFRS第9号（及びIFRS第7号「金融商品：開示」の要求事項）のいずれかを、仲介者からの未収保険料に適用する。

結論

自らの分析に照らして、委員会は、キャッシュ・フローが保険契約グループの測定からいつ除外されるのかについての基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきかどうかを検討した。委員会は、そのようなプロジェクトは会計基準の変更が意図しない結果を生じさせるかどうかの評価が必要となることに留意した。この評価は完了するために相当の時間と労力を要する可能性がある。さまざまな手順の中でも特に、広範囲の契約（要望書に記載された事実パターンで示されたものだけでなく）の分析が必要となるからである。委員会は、保険契約者は支払ったが仲介者からは未収の保険料を会計処理する際に見解1又は見解2のいずれかを適用することで、IFRS第17号又はIFRS第9号の要求事項に基づいて有用な情報が財務諸表利用者に提供されるであろうと考えた。

したがって、委員会は、プロジェクトはIASB又は委員会が効率的な方法で扱えるほど範囲が十分に狭くはないであろうと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

従業員に提供される住宅及び住宅ローン— アジェンダ・ペーパー4

2023年10月公表¹

委員会は、2つの事実パターンに記述された種類の従業員持家制度及び従業員向け住宅ローンを企業がどのように会計処理するのかに関する要望書を受け取った。

事実パターン1：従業員持家制度

企業が従業員に、企業が建設し所有している住宅を提供する。その代わりに、従業員は、住宅の合意された価格が全額返済されるまで毎月、基本給の一定割合を控除される。

従業員が契約の最初の5年以内に退職する場合には、従業員は住宅に対する権利を放棄し、その日までの給与控除を回収する。従業員が5年の期間後に退職する場合には、従業員は次のいずれかを選択できる。

- a. 住宅に対する権利を放棄し、その日までの給与控除を回収する。
- b. 住宅を保持し、残額を直ちに返済する。

住宅の法的所有権が従業員に移転するのは、住宅の合意された価格を従業員が全額支払った時点である。

事実パターン2：従業員向け住宅ローン

企業が従業員に住宅購入のためのローンを提供する。住宅は従業員が選んで購入し、企業は所有しない。企業はローンを市場金利よりも低利で提供し、通常は無利息である。従業員はローンを給与控除を通じて返済する。従業員がどの時点でいかなる理由で退職する場合でも、ローンの残高は返済すべきものとなる。

結論

委員会が収集した証拠で示されたところでは、要望書に記載された事項は広がりのあるものではない。当該証拠に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は広がりのある影響を有するものではないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

デリバティブ契約に対する保証（IFRS第9号「金融商品」）—アジェンダ・ペーパー5

2023年10月公表¹

委員会は、IFRS第9号を適用するにあたり、企業がデリバティブ契約に対して行った保証を金融保証契約として会計処理するのかデリバティブとして会計処理するのかに関する要望書を受け取った。

要望書は、第三者である二者間でのデリバティブ契約に対して行った保証について記述していた。そうした保証は、保証の保有者に対して、他方の当事者が債務不履行となった場合に、発生した実際の損失（クローズアウト金額まで）を補償することになる。クローズアウト金額は、債務不履行となる直前の当該デリバティブの残りの契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて決定される。

結論

委員会が収集した証拠で示されたところでは、要望書に記載された事項は広がりのあるものではなく、当該事項が実際に生じる場合でも、関係する金額は重要性がない。当該証拠に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は広がりのある影響を有するものではなく、影響を受ける者に重要性がある影響を及ぼさない（また、及ぼすとも見込まれない）と結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

1 「デュー・プロセス・ハンドブック」の8.7項に従って、2023年10月の会議で、IASBはこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。